

# ◆◆◆後期高齢者医療\*\*住民税非課税世帯のみなさまへ◆◆◆

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

### ・減額認定証とは？

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来）を受ける場合には、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額されます。

なお、初めて申請するときなどは、原則として申請手続きが必要になります。福祉部健康推進課で申請してください。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。



### ・住民税非課税世帯とは？

区分低Ⅰ：同一世帯の世帯全員が住民税非課税であって、かつ、世帯全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円）の方  
 区分低Ⅱ：同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方（低Ⅰ以外の方）

### ■申請手続きが不要の方

今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、広域連合の定期判定で減額認定証の交付認定された方は、被保険者証と同封して郵送します。

### ■申請手続きが必要となる方

今までに減額認定証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方



### ■長期入院該当になる方は、再度申請手続きが必要となります。

\*減額認定証に「区分低Ⅱ」と表記されている方

平成25年8月から平成26年7月の減額認定証（区分低Ⅱ）に該当する期間のうち、入院日数が91日以上ある方は、申請することによりさらに食事代が減額されます。申請を希望する方は医療機関が発行した直近3か月分の領収書など、入院日数が確認できるものを持参してお手続きください。

### ■減額認定証に該当しない方

平成26年7月31日が有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成26年度住民税課税世帯に属する方は、減額認定証の認定要件に該当しません。

### ■世帯構成員に未申告がいる方

世帯構成員に平成26年度所得未申告の方がいる場合は、定期判定ができません。申告が必要となります。申告により住民税非課税世帯に属する方で、交付を希望する方は申請してください。



お問い合わせ：福祉部健康推進課 後期高齢者医療係 ☎：945-4791  
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎：963-8012



## 国民健康保健「限度額適用・標準負担減額認定証」の切替について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。**8月1日**より、認定証の切替が始まります。

福祉部健康推進課で切替を行っています。必要な方（入院中・もしくは外来で高額になる方）は、8月31日までに手続きをお願いします。

### 国保加入者の方はこちら

対象者	事前の手続き
70歳未満の方	福祉部健康推進課で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。
70歳以上75歳未満で非課税世帯の方	福祉部健康推進課で「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付を申請してください。

※70歳以上で課税世帯の方は必要ありません。

### 申請時の条件

・世帯全員が平成26年度町民税申告を行っている世帯の方（平成26年1月2日以降に転入されてきた方は、前市町村から世帯主及び国保加入者全員分の所得証明をお持ちください。）

### 持ってくるもの

- 1.国民健康保険証
- 2.印鑑（シャチハタ不可）

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 国保給付係 ☎945-4791

## 夏休み、子どもと楽しく過ごすためのアドバイス！

夏休みに入り、子どもたちの楽しそうな声がまちのあちこちで聞こえてきます。

長い休みは子どもたちにとってはうれしいでしょう。しかし、普段は学校などに行っている子どもたちが家に居ることで、昼ご飯の準備や子どもの相手など、親にとっては大変。素直に喜べないところ。予定通りにいかなかったり、やりたいことができなったりと、日に日にストレスが溜まっていき、イライラすることがあるかもしれません。

だからといって、子どもを叩く、大声でどなる、暴言を吐く、夜に子どもだけを家に置いて出かける、といった行為は立派な“児童虐待”です！！

とは言うものの、大声でどなったりしてしまうことは、みなさんも心あたりがあるかと思います。（もちろん私も・・・）

そこで、1日中家で一緒にいるのが大変だと感じているのであれば、町立図書館や近くの児童館を利用してはいかがでしょうか。図書館なら涼しい中でいろんな本が読めますし、友だちと一緒に宿題をすることもできます。児童館ならいろいろなイベントがあったり同じ年代の子どもと遊べたりできますので、家とは違う環境で気分を変えたり、小中学生なら子どもだけを行かせて、その間に用事を済ませることもできるかと思います。

また、就学前であれば子育て支援センターや一時保育の利用も可能です。（※事前登録が必要です。必ず利用できるとは限りません）1か月以上の長丁場を憂鬱に感じる前に、子どもと一緒にしかできないことをする“チャンス”と捉え、楽しい思い出を作ってはいかがでしょうか。



【お問い合わせ】 福祉部福祉課 ☎945-5311